議案第２６号

上越市行政組織条例の一部改正について

上越市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市行政組織条例の一部を改正する条例

上越市行政組織条例（平成２２年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条第７号中「産業観光部」を「産業観光交流部」に改める。

第２条第２号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　文化の振興に関すること。

第２条第５号ウを削り、同号エ中「及び国内外の交流」を削り、同号中エをウとし、オからキまでをエからカまでとし、同条第７号中「産業観光部」を「産業観光交流部」に改め、同号ウ中「観光」の次に「及び国内外の交流」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。